

## 岐阜県観光景観林整備事業実施要領

[平成29年3月30日 恵森第725号]

[平成30年3月30日 恵森第863号]

[平成31年3月29日 恵森第800号]

[令和 3年3月31日 恵森第533号]

[令和 4年3月28日 恵森第552号]

[令和 6年3月27日 森活第748号]

### 第1 趣旨

観光道路等から眺望ができ、景観として価値が高く、観光客を呼び込み地域活性化等に資することができる森林について、観光景観林として公的関与の高い管理・整備を推進することによって、各地域で優れた森林景観の形成を図るための公益的機能の維持・向上・回復を図る。

観光景観林事業費補助金の事務の取扱については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱（平成24年3月23日付け環政第731号環境生活部長、林第756号林政部長通知。以下「要綱」という。）及び岐阜県林政部所管補助金等確認要領（平成18年4月1日付け林第65号林政部長通知。以下「確認要領」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### 第2 事業内容等

事業の内容は、要綱第2条別表第1に定めるもののほか、次のとおりとする。

#### （1） 対象森林

対象森林は、次のアからエまでに掲げる全てを満たす森林及びこれらの森林と併せて一体的に整備することが必要な森林とする。

ア 市町村森林整備計画の森林配置計画の将来目標区分において観光景観林として区分された森林又は区分される予定の森林

イ 観光道路として、地方自治体又は観光協会等において、通称（愛称）が付けられた又は同等の通称（愛称）があると認められる道路に近接する林縁から尾根までの森林

ウ 1 施行地の面積が0.1ha以上の森林とし、1沿線につき面積がおおむね1ha以上の森林

エ 第6の規定に基づき事業の実施及び対象森林の管理方法に関する協定が締結された森林

#### （2） 事業内容

事業の内容は、次のとおりとする。

ただし、観光景観林総合整備事業の実施に当たっては、別に募集する、観光景観林総合整備事業において、知事の承認を受けたものに限るものとする。

| 観光景観林整備事業   | 区 分                  | 内 容                                                              |
|-------------|----------------------|------------------------------------------------------------------|
|             | ア 不用木の除去（伐採木の処理を除く。） | 除伐、間伐、枝打ち、雑木整理（下刈りを含む。）等                                         |
|             | イ 不用木の除去（伐採木の処理を含む。） | 上記に加えて、枝払い、玉切等                                                   |
|             | ウ 景観形成のための植栽         | 広葉樹、針葉樹等の植栽等                                                     |
|             | エ 伐採木等の搬出            | 伐採木、枯損木等の搬出、運搬等                                                  |
| 観光景観林総合整備事業 | 上記ア～エに加え             |                                                                  |
|             | オ 関連条件整備             | 概ね10年間間伐の履歴がない又は過去に地籍調査、各種森林境界明確化事業を行っていない森林において、所有者の特定、同意等の取り付け |
|             | カ 計画策定               | 森林整備、遊歩道、休憩施設等の整備（改修を含む。）、観光交流に関する総合計画の策定                        |
|             | キ 附帯施設の整備            | 遊歩道、休憩施設等の整備（既存施設の改修を含む。）                                        |

※事業にあたっては地域森林計画における観光景観林の施業基準等に留意すること。

### 第3 事業主体

補助対象となる事業主体は市町村とする。

### 第4 事業計画書の提出

市町村長は、事業計画書（別記第1号様式）を作成し、農林事務所長（以下「所長」という。）に提出するものとし、所長は、管内市町村の事業計画書を取りまとめ、林政部長（以下「部長」という。）に提出する。

### 第5 事業量の決定

- 1 部長は、第4に基づき提出された事業計画書を審査し、予算の範囲内において農林事務所ごとの事業量を決定し、所長に通知する。
- 2 部長は審査の際、必要に応じ、関係他部局に意見を求めることができる。
- 3 所長は、第4に基づき提出された事業計画書を審査し、前項の決定通知を受けた額の範囲内において市町村ごとの事業量を決定し、市町村長に通知する。

### 第6 協定の締結

市町村長は、森林所有者と事業の実施及び対象森林の管理等に関する協定を事業着手前までに締結する。

### 第7 補助金の交付申請

市町村長は、規則第4条及び要綱第4条の規定による補助金交付申請書（要綱別記第1号様式）を作成し、次の書類を添付して所長に提出する。

- ① 事業計画書（別記第2号様式）
- ② 収支予算書（要綱第2号様式）
- ③ 交付申請の事業箇所の森林が、市町村森林整備計画の森林配置計画の将来目標区分において、観光景観林として区分された森林にあつては市町村森林整備計画書の写し、区分される予定の森林にあつてはこれを市町村長が証する書類

### 第8 補助金の交付決定

所長は、補助金交付申請書の提出があつた場合は、内容を審査のうえ、規則第5条に基づき、速やかに補助金の交付を決定し、規則第6条及び要綱第5条に規定する条件のほか次に掲げる条件を付して書面（別記第3号様式）により補助金交付申請者に通知する。

補助金交付の翌年から起算して10年以内に、事業対象地を森林以外の用途に転用する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為をしようとする場合は、県に届け出るとともに、当該転用等に係る補助金相当額を返還しなければならないこと。ただし、公用、公共等やむを得ない事由による場合は、補助金相当額の返還の減免につき、知事に協議することができる。

### 第9 補助金の交付決定前着手届

事業の着手は、原則として交付決定に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない理由により交付決定前に着手する必要がある場合には、市町村長は、あらかじめその旨を具体的に明記した交付決定前着手届（別記第4号様式）を所長に提出する。

### 第10 事業計画の変更等

市町村長は、交付決定通知受理後において、事情の変化等により規則第6条に規定する重要な変更の必要が生じた場合には、要綱第5条第3項の規定による計画変更承認申請書（要綱第3号様式）に変更計画書及び説明資料を付して所長に提出し、その承認を受けなければならない。

また、軽微な変更が生じた場合、変更が生じた後20日以内に市町村長は変更計画書及び軽微変更届（別記第5号様式）を作成し、所長へ提出する。

### 第11 実績報告

市町村長は、規則第13条及び要綱第8条の規定による実績報告書（要綱第6号様式）を作成し、次の書類を添付して所長に提出する。

- ① 収支決算書（要綱第8号様式）
- ② 事業実績書（別記第2号様式）
- ③ 施業図及び箇所位置図
- ④ 全施行地の事業実施状況写真
- ⑤ 市町村長及び森林所有者との協定書の写し

#### 第12 確認

- 1 第11による実績報告書の提出を受けた所長は、確認要領により確認を行う。
- 2 所長は、確認の結果、事業内容が適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、別記第6号様式により市町村長に通知する。

#### 第13 事業成果報告書

所長は年度事業が完了したときは、当該年度の翌年度の4月25日までに事業成果報告書（別記第7号様式）を部長に提出する。

#### 第14 標識等による表示

市町村長は、事業完了後、清流の国ぎふ森林・環境税を活用した事業により整備したことを表示した標識等を設置するものとする。この場合において、表示に要する経費は、補助金の対象経費とする。

#### 第15 広報等の実施

市町村長は、事業実施後、広報誌やホームページ等の媒体を活用し、事業の目的、内容及び効果等について広報に努めるものとする。

また、市町村長は、別に定める観光景観林整備事業効果検証シートを作成し、所長に提出するものとし、所長は、管内市町村をとりまとめ、部長に提出する。

附 則

この要領は、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和4年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和6年度事業から適用する。